

浜松市 3R 推進優良事業者表彰制度要領

（目的）

第 1 条 廃棄物の発生抑制（Reduce）・再使用（Reuse）・再生利用（Recycle）の 3R に対して、積極的、独創的な取組みを行う事業者等を表彰することにより、これらの活動を奨励し、循環型社会の形成推進を図ることを目的とする。

（表彰者の要件）

第 2 条 表彰者は、浜松市内に事業を営む者で、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 廃棄物の発生又は排出の抑制に積極的に取り組み、成果をあげているもの
- (2) 廃棄物の再使用に積極的に取り組み、成果をあげているもの
- (3) 廃棄物の再生利用及び資源化に積極的に取り組み、成果をあげているもの
- (4) 廃棄物の発生又は排出の抑制を進めるための独創的な取り組みが他の事業者等へ模範となるもの

2 前項に規定するもののほか、表彰者は、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。

- (1) 浜松市内に所在する事業所を有すること。
- (2) 法人市民税等の租税公課を滞納していないものであること。
- (3) 本市の市議会議員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人（以下「役員等」という。）となっている法人その他の団体ではないこと。
- (4) 本市の市長、副市長、委員会の委員（教育委員会にあっては、教育長及び委員）若しくは地方公営企業の管理者が役員等となっている法人及びその他の団体（主として本市の指定管理者の業務、本市の公共施設等運営権者（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 9 条第 4 号に規定する公共施設等運営権者をいう。）の業務又は本市の請負の業務を行うこととなるものに限り、本市が資本金、基本金その他これらに準じるものの 2 分の 1 以上を出資している法人を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者又はこれらの者のいずれかが役員等となっている法人その他の団体でないこと。
- (6) 生活環境改善活動功労団体及び功労者に対する表彰において過去に表彰された団体でないこと。

（表彰者の選考）

第 3 条 表彰者の選考は、浜松市 3R 推進優良事業者表彰制度選考委員会（以下「委員会」）において行う。

2 委員会について必要な事項は、別に定める。

（表彰方法）

第 4 条 表彰者への表彰は、市長が表彰状等を授与することにより行う。

2 前項の規定による表彰は、原則として年 1 回行うものとする。

（細目）

第 5 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。